令和６年度施設開放の団体登録について

東京都立足立東高等学校

１　開放施設　　グラウンド

　　　　　　　　　　（テニスコートは老朽化のため、開放を中止しています。）

２　申請書類　　（１）〔施開様式2〕団体登録申請書

　　　　　　　　（２）〔施開様式3〕登録団体構成表

３　送付方法　　郵送により下記まで。

　　　　　　　　　〒120-0001　東京都足立区大谷田二丁目3番5号

　　　　　　　　　東京都立足立東高等学校　経営企画室

　　　　　　　　　封筒の表に「施設開放」と**朱書き**すること。

４　申請締切り　令和６年２月１３日（火）必着

登録可能な団体　　「都立学校施設開放事業実施要領　２ 実施内容」抜粋

|  |
| --- |
| （４）使用者　　　学校の体育施設及び学習文化施設を使用できる者は、次の要件を満たす団体とする。ただし、図書館開放については、個人使用とする。　　ア　主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された１０名以上の団体　　　　ただし、体育施設を使用する障害のある人々で構成された団体及び学習文化施設を使用する団体については、５名以上の団体とする。　　イ　指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体ウ　アマチュア活動を目的としている団体エ　営利を目的としない団体オ　団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体カ　その他運営委員会が定める条件を満たす団体であること。　 |